

(交付書面)

第24回定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告
株主総会参考書類

クルーズ株式会社

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、6度目の事業転換を行っており、IT人材業界におけるエンジニア人材の不足という市場課題を解決することを主としたシステムエンジニアリングサービス事業（SES事業）を中心に、人材×IT領域を対象として事業展開をおこなっているITアウトソーシング事業をメイン事業としております。

経済産業省が公表した「IT人材需給に関する調査（注1）」によると、IT関連市場規模の拡大に伴い、2030年までIT人材の不足は年々増加すると予測されており、2030年には最大で約79万人のIT人材が不足する見込みと言われております。また、IT人材の平均年齢の高齢化もあり、ITニーズの増加に伴う需給ギャップの拡大は今後益々拡大されることが予測されます。その中で、当社グループのITアウトソーシング事業は2020年の事業開始から前期まで売上高年平均成長率約69%と大きく成長してきております。当連結会計年度においては、売上高は4,955,828千円（前年同期比62.4%増）、営業利益が118,917千円（前年同期は営業損失11,275千円）となりました。事業進捗は好調、かつ損益分岐点も超え今後は利益を積んでいく状況となっており、さらに成長させるために引き続き注力していきたいと思っております。

EC事業については、当連結会計年度の売上高は6,942,752千円（前年同期比0.8%減）、営業利益が44,067千円（前年同期比79.0%減）となりました。EC事業はSHOPLIST事業とAda.事業で構成されておりますが、SHOPLIST事業については、2025年2月28日に株式譲渡が完了しており、当期末時点ではAda.事業のみとなっております。Ada.事業は、主に『ZOZOTOWN』内で展開する、オリジナル商品と他社優良ブランドの商品を厳選したファッションセレクトショップを運営しておりますが、当該Ada.事業のみでみると当連結会計年度の売上高は2,920,771千円（前年同期比206.9%増）となっており、季節要因による変動が若干ありますが、事業開始から順調に成長しております。

GameFi事業については、当連結会計年度の売上高は1,723,934千円（前年同期比46.0%減）、営業損失が872,433千円（前年同期は営業利益56,809千円）となりました。売上及び営業損失とも、運営しているゲームの売上が低調である

ことや、新作ゲームタイトルの開発費で大きな負担がかかったことが主な要因となります。

今後はメイン事業となるITアウトソーシング事業に経営資源を集中し、さらに業績を伸ばしていきます。

当連結会計年度の経営成績は、売上高14,191,649千円（前年同期比0.6％減）、営業損失1,025,700千円（前年同期は営業利益161,188千円）、経常損失837,106千円（前年同期は経常利益1,226,105千円）、親会社株主に帰属する当期純損失530,396千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益1,008,235千円）となりました。

（注１）2019年３月公表の経済産業省「IT人材需給に関する調査 調査報告書」を基に記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は59,001千円で、その主なものはオフィス等に関連した建物附属設備等の購入によるものです。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、投資不動産の取得を目的として、金融機関から総額6,260,000千円の借入を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社の連結子会社であるSHOPLIST株式会社（旧社名：CROOZ SHOPLIST株式会社）について、当社が保有する全株式を、2025年2月28日を効力発生日として株式会社MEDIQUITOUSへ譲渡いたしました。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第21期	2022年度 第22期	2023年度 第23期	2024年度 第24期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	15,477,613	14,000,962	14,270,363	14,191,649
経常利益又は経常損失(千円)	1,292,604	628,172	1,226,105	△837,106
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (千円)	310,445	254,877	1,008,235	△530,396
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(円)	27.91	22.92	91.15	△53.74
総資産(千円)	25,086,771	25,408,910	27,084,085	29,530,166
純資産(千円)	9,650,705	9,968,966	10,808,740	9,327,255
1株当たり純資産(円)	843.62	879.88	1,017.67	960.74

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
496株式会社	90,000千円	100%	システムエンジニアリングサービス 事業を中心とした、人材×IT領域 に関する事業の運営
ケアスタッフィング株式会 社	225,000千円	100%	介護派遣を中心に、紹介・紹介予定 派遣も含めた介護福祉人材サービス
Ada株式会社	3,000千円	100%	オリジナルブランドおよびセレクト ショップの企画、運営、販売
Studio Z株式会社	120,000千円	100%	エレメンタルストーリーを中心とし たスマートフォン向けゲームの企 画、開発、運営
CR00Z Blockchain Lab株式 会社	20,000千円	100%	FINTEC分野の企画・コンサルティング サービス及びNFTゲームの企画・ 運用サービス

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、システムエンジニアリングサービス事業（SES事業）を中心に、人材×IT領域を展開するITアウトソーシング事業や、主にZOZOTOWN内でオリジナル商品や他社優良ブランドの商品を取り扱うセレクトショップを運営しているAda.事業（EC事業）を展開しております。特にITアウトソーシング事業は中核事業であり、今後もIT人材需要の高まりを背景に、さらなる成長の機会があると認識しております。当社が持続的な成長を遂げるために、以下の点が重要な経営課題と考えております。

① エンジニア人材の採用力強化と採用手法の拡充

当社グループは現在、年間約300名以上の自社正社員エンジニアを採用する体制を確立しておりますが、IT人材市場の構造的な需給ギャップを踏まえると、さらなる採用拡大が可能であると考えております。今後は、従来の採用チャネルに加え、新たな採用手法の導入や広告運用の最適化、面接プロセスの継続的改善を通じ、採用活動の効率と質の両面を高めてまいります。また、M&Aによる非連続成長については現時点では想定しておりませんが、有望な機会があれば柔軟に検討してまいります。

② エンジニアに選ばれ続ける待遇・働き方の維持

自社正社員比率の高い当社においては、エンジニアのモチベーション維持と定着が事業成長の要です。そのため、希望するスキルの獲得機会、高水準の報酬、リモートワーク・残業抑制等の柔軟な働き方の提供を継続することが不可欠です。これらを実現するには営業部門の提案力・交渉力が鍵を握ることから、営業人材の育成・採用に積極的に取り組み、エンジニアと顧客の双方にとって満足度の高いアサインメントを実現してまいります。

③ 法令遵守と契約リスクへの対応

SES事業は準委任契約を基本としつつ、契約実態によっては労働者派遣法上の判断が求められる場面も想定されます。当社では、コンプライアンス研修や契約審査体制の強化を通じ、法令遵守の徹底とリスクマネジメントの高度化を図っております。引き続き、法的観点での適正運営に努めてまいります。

④ 内部統制、コーポレートガバナンス体制の充実

企業が持続的に成長していくためには、内部統制の実効性を高め、日々充実させることが重要であると考えております。当社グループでは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施するのみならず、事業面・技術面・管理面の全てにおいて、当社独自に策定したチェック項目を四半期ごとに経営幹部が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことによって、内部管理体制及びコーポレートガバナンス体制を充実させております。

(8) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの主力事業は、100%子会社である496株式会社においてシステムエンジニアリングサービス事業（SES 事業）を中心に、人材 × IT 領域で事業展開をおこなっております。なお、100%子会社であるAda株式会社において、オリジナルブランドおよびセレクトショップの企画、運営、販売を展開しております。

(9) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

名 称	所 在 地
クルーズ株式会社	東京都渋谷区
496株式会社	東京都文京区
Ada株式会社	東京都渋谷区
Studio Z株式会社	東京都港区
CR00Z Blockchain Lab株式会社	東京都渋谷区

(10) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
ITアウトソーシング事業	626 (226) 名	185名増 (124名増)
EC事業	17 (5) 名	56名減 (8名減)
GameFi事業	48 (14) 名	5名減 (1名減)
その他事業	0 (36) 名	6名減 (32名減)
全社（共通）	21 (1) 名	- (1名増)
合計	712名 (282名)	118名増 (84名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
21名	-	42.5歳	8.4年

(11) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
スルガ銀行株式会社	4,171,753千円
あすか信用組合	2,008,174千円
横浜幸銀信用組合	1,105,911千円
株式会社千葉興業銀行	843,330千円

（注）取扱金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約（融資限度額25億円）を締結しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 43,886,400株
 (2) 発行済株式の総数 9,567,720株
 (自己株式数3,389,880株を除く。)
 (3) 株主数 4,768人
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 渕 宏二	3,195,000株	33.39%
清 原 達郎	936,400株	9.78%
田 澤 知志	750,000株	7.83%
株式会社S B I 証券	282,368株	2.95%
東京短資株式会社	268,200株	2.80%
山 田 忠志	128,000株	1.33%
合同会社センス	90,900株	0.95%
J P モルガン証券株式会社	73,143株	0.76%
弓 家 浩二	65,200株	0.68%
今 村 信一郎	60,000株	0.62%

- (注) 1. 当社は自己株式を3,389,880株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等（職務執行の対価として交付されたものを除く。）の状況

- ① 2020年4月28日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第16回新株予約権	
保有者数	取締役（監査等委員を除く。）1名	
新株予約権の数	20,000個（新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の目的である株式の数	2,000,000株	
新株予約権の発行価額	1個あたり	100円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	1個あたり (1株あたり)	77,500円 775円)
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	1個あたり	38,800円
新株予約権を行使することができる期間	2020年5月27日から2040年5月26日まで	
新株予約権の行使の条件	(注1)	

- ② 2023年10月11日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第17回新株予約権	
保有者数	取締役（監査等委員を除く。）4名	
新株予約権の数	25,880個（新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の目的である株式の数	2,588,000株	
新株予約権の発行価額	1個あたり	100円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	1個あたり (1株あたり)	100,500円 1,005円)
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	1個あたり	50,300円
新株予約権を行使することができる期間	2023年10月28日から2033年10月27日まで	
新株予約権の行使の条件	(注2)	

(注 1) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。
- (2) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に20%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の105%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注 2) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。
- (2) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に35%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の110%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小淵 宏二	
取締役副社長	古瀬 祥一	CROOZ Blockchain Lab株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	仲佐 義規	
取締役副社長	稲垣 佑介	
取 締 役 (監査等委員)	永井 文隆	永井文隆公認会計士事務所 代表 株式会社AURUM 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	立松 進	株式会社U. P. n. P. 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	川井 崇司	株式会社すごい会議どすえ 代表取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役永井文隆、立松進及び川井崇司の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役永井文隆氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものは除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社グループの全役員（取締役、監査役及び執行役員）であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）等を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれなくするために、役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、役員の犯罪行為に起因する損害、及び役員が違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

役員の区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	104,188 (-)	104,188 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	114,988 (10,800)	114,988 (10,800)	- (-)	- (-)	7 (3)

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額を年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨の決議をいただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、8名であります。
2. 2016年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額50百万円以内とする旨の決議をいただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。
3. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

① 個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、優秀な人材を確保し続けるために競争力のある報酬体系となるよう、専門的知識、能力水準、担当する役割と責務並びに競合他社の報酬水準等を総合的に勘案するとともに、個人の価値を評価したうえで決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長小淵宏二が限度額の範囲内において報酬案を作成し、客観的な観点から報酬額の決定ができるように報酬委員会に委任することとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により決定しております。

③ 取締役会決議による報酬等の決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬のうち、個人別の報酬については、取締役会決議に基づき、報酬委員会を構成する監査等委員である取締役（社外）3名に、その額の決定を委任しております。これらの権限を委任した理由は、社外取締役の専門知識や企業経営等に関する見識に基づき、報酬委員会において、客観的な立場から個人別の報酬の額を決定するためです。

なお、取締役会から委任を受けた報酬委員会の委員は以下のとおりです。

永井 文隆（監査等委員である社外取締役）
立松 進（監査等委員である社外取締役）
川井 崇司（監査等委員である社外取締役）

④ 個人別の報酬等が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、取締役会の委任を受け、報酬委員会において、その構成員である監査等委員である取締役（社外）３名が報酬の額を決定しており、取締役会は個人別の報酬の決定が決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 (監査等委員)	永井 文隆	永井文隆公認会計士事務所 株式会社AURUM	代表 代表取締役社長	当社と永井文隆公認会計士事務所及び株式会社AURUMとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	立松 進	株式会社U. P. n. P.	代表取締役	当社と株式会社U. P. n. P.との間に重要な取引その他特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	川井 崇司	株式会社すごい会議どすえ	代表取締役	当社と株式会社すごい会議どすえとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	永井 文隆	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、営業活動、財務活動にわたって意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすとともに、監査等委員会委員長として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っていただきました。
取締役 (監査等委員)	立松 進	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。会社の経営者としての見地から、議案審議等に必要な発言を行っており、特に物流、ロジスティクスの分野について専門的な立場からの監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	川井 崇司	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。経営コンサルタントとしての見地から、議案審議等に必要な発言を行っており、特に経営マネジメント、人材育成の知見を踏まえた監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,850千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,850千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める事項について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインを率先垂範して行い、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
- b. 当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

③ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社及び当社グループは、個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築する。
- b. 当社は、代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視するとともに、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。
- c. リスクマネジメント担当部署は、当社グループに関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- d. 当社及び当社グループのリスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定並びに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、取締役及び代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の

基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。

- b. 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。
 - c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきリスクマネジメント担当部署が担当する。また、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、定期的な当社への事業の状況及びリスク管理状況に関する報告を徴求し、重要事項については適切な承認を得るものとする。
 - b. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は子会社に、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインに則って定点チェックを行わせ、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。
 - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、子会社に、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制の整備をさせ、業務運営の適法性の確保に努める体制を構築させる。
 - d. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
監査等委員である取締役と内部監査担当が緊密に連携し、当社グループの業務監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会は、必要に応じて特定の補助使用人に業務を命じることができるとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会が補助使用人等を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役が協議を行い、その補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮・命令・指導及び評価のための管理システムを確立する。

- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人を選任している場合には、その補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

- ⑨ 当社グループの取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができるものとする。また、当社グループの取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

- ⑩ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

- ⑪ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員である取締役の請求等に従い速やかに処理する。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役社長、内部監査担当、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先に対し反社会的勢力にあたらぬ事を自社又は第三者機関にて調査し、確認を行う。また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨む。万が一、反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとることのできる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育等で説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社及び当社グループの経営幹部によるリスク管理を主題とした定例会議を4回開催いたしました。当社及び当社グループの各本部から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント担当部署において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループの内部監査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び将来の事業展開のための内部留保を図りつつ、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の配当に関しては、GameFi事業の赤字拡大に伴い当期の剰余金の配当に関しては無配とさせていただきます。

今後は、ITアウトソーシング事業を中心に売上拡大の上でさらなる利益確保を図り、結果的に中長期的な企業価値向上を実現することで株主の皆様へより多くの還元が可能になると考えています。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,775,565	流 動 負 債	4,556,815
現 金 及 び 預 金	10,104,071	買 掛 金	670,349
売 掛 金	2,365,500	未 払 金	450,160
商 品	327,978	未 払 費 用	153,629
貸 倒 引 当 金	△550,696	未 払 法 人 税 等	126,660
そ の 他	528,712	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	2,000,000
固 定 資 産	16,686,159	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	604,718
有形固定資産	215,531	そ の 他	551,295
建 物	175,408	固 定 負 債	15,646,095
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	9,242	社 債	5,000,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	30,880	長 期 借 入 金	9,506,192
無形固定資産	6,340	繰 延 税 金 負 債	33,967
ソ フ ト ウ ェ ア	6,340	預 り 敷 金	439,879
投資その他の資産	16,464,287	預 り 保 証 金	665,438
投 資 有 価 証 券	3,656,678	そ の 他	617
関 係 会 社 株 式	35,198	負 債 合 計	20,202,911
繰 延 税 金 資 産	170,566	(純 資 産 の 部)	
敷 金 及 び 保 証 金	391,124	株 主 資 本	8,944,169
投 資 不 動 産	12,021,078	資 本 金	460,163
そ の 他	189,640	資 本 剰 余 金	1,379,395
繰 延 資 産	68,441	利 益 剰 余 金	10,955,702
社 債 発 行 費	68,441	自 己 株 式	△3,851,091
資 産 合 計	29,530,166	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	247,957
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	255,394
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△7,437
		新 株 予 約 権	9,753
		非 支 配 株 主 持 分	125,374
		純 資 産 合 計	9,327,255
		負 債 純 資 産 合 計	29,530,166

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,191,649
売上原価		8,022,954
売上総利益		6,168,694
販売費及び一般管理費		7,194,395
営業損失		△1,025,700
営業外収益		
受取利息	88,427	
投資事業組合運用益	211,082	
賃貸収益	341,277	
その他	32,528	673,316
営業外費用		
支払利息	175,879	
持分法による投資損失	40,085	
社債発行費償却	20,031	
為替差損	21,650	
賃貸費用	196,263	
その他	30,813	484,722
経常損失		△837,106
特別利益		
固定資産売却益	44	
関係会社株式売却益	5,466	
投資有価証券売却益	1,008,129	
投資有価証券償還益	173,451	
新株予約権戻入益	420	
受取和解金	6,000	1,193,512
特別損失		
固定資産除却損	1,024	
減損損失	3,084	
投資有価証券評価損	54,679	
関係会社株式売却損	235,793	
事務所移転費用	81	
貸倒引当金繰入額	534,782	
その他	46,896	876,342
税金等調整前当期純損失		△519,936
法人税、住民税及び事業税	104,156	
法人税等調整額	△93,968	10,187
当期純損失		△530,124
非支配株主に帰属する当期純利益		272
親会社株主に帰属する当期純損失		△530,396

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	460,163	1,413,903	11,450,334	△3,248,240	10,076,161
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△530,396		△530,396
自己株式の取得				△602,851	△602,851
そ の 他		△34,508	35,764		1,256
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△34,508	△494,632	△602,851	△1,131,992
当 期 末 残 高	460,163	1,379,395	10,955,702	△3,851,091	8,944,169

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	577,150	△7,303	569,846	10,291	152,441	10,808,740
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△530,396
自己株式の取得						△602,851
そ の 他						1,256
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△321,755	△133	△321,888	△537	△27,066	△349,492
当期変動額合計	△321,755	△133	△321,888	△537	△27,066	△1,481,484
当 期 末 残 高	255,394	△7,437	247,957	9,753	125,374	9,327,255

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,237,201	流 動 負 債	2,884,762
現 金 及 び 預 金	8,002,903	未 払 金	413,815
売 掛 金	51,040	未 払 費 用	13,924
前 払 費 用	21,556	預 り 金	287,246
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,317,480	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	2,000,000
そ の 他	788,728	そ の 他	169,775
貸 倒 引 当 金	△944,507	固 定 負 債	6,386,045
固 定 資 産	8,713,152	社 債	5,000,000
有形固定資産	150,485	長 期 借 入 金	585,600
建 物	115,368	繰 延 税 金 負 債	134,897
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,895	そ の 他	665,548
工 具 、 器 具 及 び 備 品	26,221	負 債 合 計	9,270,807
無形固定資産	2,264	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	2,264	株 主 資 本	8,609,715
投資その他の資産	8,560,403	資 本 金	460,163
投 資 有 価 証 券	2,956,229	資 本 剰 余 金	1,305,606
関 係 会 社 株 式	606,372	資 本 準 備 金	450,163
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,211,676	そ の 他 資 本 剰 余 金	855,442
そ の 他	348,446	利 益 剰 余 金	10,695,037
貸 倒 引 当 金	△562,322	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,695,037
繰 延 資 産	68,441	新 事 業 開 拓 事 業 者 投 資 損 失 準 備 金	626,280
社 債 発 行 費	68,441	繰 越 利 益 剰 余 金	10,068,756
資 産 合 計	18,018,795	自 己 株 式	△3,851,091
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	128,892
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	128,892
		新 株 予 約 権	9,379
		純 資 産 合 計	8,747,987
		負 債 純 資 産 合 計	18,018,795

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,402,617
営業費用	704,264
営業利益	698,352
営業外収益	
受取利息	116,371
貸倒引当金戻入益	2,323
投資事業組合運用益	240,859
その他	6,303
営業外費用	
支払利息	52,714
社債発行費償却	20,031
為替差損	26,246
その他	12,321
経常利益	952,897
特別利益	
関係会社株式売却益	625,282
投資有価証券売却益	961,569
債務免除益	311,464
関係会社株式清算益	19,241
その他	173,871
特別損失	
投資有価証券評価損	54,679
関係会社株式評価損	163,935
貸倒引当金繰入額	1,401,519
その他	95,417
税引前当期純利益	1,328,774
法人税、住民税及び事業税	112,522
法人税等調整額	57,330
当期純利益	1,158,920

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計
					新事業開拓事業者 投資損失準備金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	460,163	450,163	855,442	1,305,606	606,593	8,929,522	9,536,116
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益						1,158,920	1,158,920
自 己 株 式 の 取 得							
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立					41,603	△41,603	—
新事業開拓事業者 投資損失準備金の取崩					△21,916	21,916	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	19,686	1,139,234	1,158,920
当 期 末 残 高	460,163	450,163	855,442	1,305,606	626,280	10,068,756	10,695,037

	株主資本		評価・換算 差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△3,248,240	8,053,645	321,364	321,364	9,799	8,384,810
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益		1,158,920				1,158,920
自 己 株 式 の 取 得	△602,851	△602,851				△602,851
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立		—				—
新事業開拓事業者 投資損失準備金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△192,471	△192,471	△420	△192,891
当 期 変 動 額 合 計	△602,851	556,069	△192,471	△192,471	△420	363,177
当 期 末 残 高	△3,851,091	8,609,715	128,892	128,892	9,379	8,747,987

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月27日

クルーズ株式会社

取締役会御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩 崎 剛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 尾 形 隆 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クルーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クルーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日開催の取締役会において、GameFi事業からの撤退に関する一連の決議として、連結子会社であるStudio Z株式会社の全株式を、会社の取締役副社長が代表社員を務めるboat合同会社に譲渡することを決議している。併せて、連結子会社であるCROOZ Blockchain Lab株式会社の解散および清算を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月27日

クルーズ株式会社

取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 崎 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尾 形 隆 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クルーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日開催の取締役会において、GameFi事業からの撤退に関する一連の決議として、連結子会社であるStudio Z株式会社の全株式を、会社の取締役副社長が代表社員を務めるboat合同会社に譲渡することを決議している。併せて、連結子会社であるCROOZ Blockchain Lab株式会社の解散および清算を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人太陽有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

クルーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 永井 文隆 ㊞

監査等委員（社外取締役） 立松 進 ㊞

監査等委員（社外取締役） 川井 崇司 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）3名は任期満了となりますため、引き続き、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	小 淵 宏 二 (1974年11月4日生)	1995年4月 株式会社ホテル京急入社 1996年4月 シーエスアイ株式会社（現：SCSK Minoriソリューションズ株式会社）入社 2001年5月 当社設立 代表取締役社長（現任） (地位及び担当) 代表取締役社長	3,195,000株
2	仲 佐 義 規 (1980年4月26日生)	2004年4月 当社入社 2010年5月 当社執行役員 2011年6月 当社取締役（現任） (地位及び担当) 取締役副社長	6,100株
3	稲 垣 佑 介 (1982年9月14日生)	2003年9月 株式会社ワールドコンパイル設立 代表取締役社長 2011年7月 株式会社BANEX JAPAN 取締役副社長 2013年4月 当社入社 執行役員 2016年6月 当社取締役（現任） 2017年1月 税理士登録 (地位及び担当) 取締役副社長	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告4.(3)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
大 森 彩 香 (1978年 9 月28日生)	2006年10月 三宅・今井・池田法律事務所入所 2008年10月 ウィザーズ総合法律事務所開設 2009年 6 月 当社社外監査役 2011年 9 月 濱田法律事務所入所 2019年12月 株式会社スマサポ監査役（現任） 2021年 4 月 株式会社INGS社外取締役（現任） 2024年 4 月 大森法律事務所開設（現任）	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の大森彩香氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、かつ、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 大森彩香氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待されている役割の概要は、同氏は、弁護士として専門的な知識と経験を有しており、これらの知識と経験から、当社の監査等委員である社外取締役として取締役の職務執行に対する監督、適切な助言・提言等をしていただけるものと期待したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告4.(3)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りです。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 大森彩香氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上